

集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める
意見書

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に、「与党と議論して政府として責任をもって閣議決定し、その上で国会で論議いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えを明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し与党内で調整をしたうえで閣議決定を行う予定とされている。

しかし、このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできない。

よって、政府に対して、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月25日

岩手県久慈市議会

議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

防衛大臣 殿

議 会 第 73 号

平成 26 年 6 月 25 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

内閣官房長官 菅 義 偉 殿

防衛大臣 小野寺 五 典 殿

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫

集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める

意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出します。

平成 26 年 6 月 25 日

全国市議会議長会

調査広報部 御中

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫

意見書写しの送付について

このことについて、平成 26 年 6 月開催の第 18 回久慈市定例会において、議員発議による意見書が議決されましたので、その写しを送付いたします。

記

1 意見書名及び議決年月日

- (1) 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書
(平成 26 年 6 月 25 日議決)
- (2) 集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める意見書
(平成 26 年 6 月 25 日議決)

議 会 第 73 号

平成 26 年 6 月 25 日

岩手県市議会議長会 様

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫

意見書の資料の送付について

このことについて、平成 26 年 6 月開催の第 18 回久慈市定例会において、議員発議による意見書が議決されましたので、その資料を別添のとおり送付いたします。

記

1 意見書名及び議決年月日

- (1) 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書
(平成 26 年 6 月 25 日議決)
- (2) 集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める意見書
(平成 26 年 6 月 25 日議決)

意見書議決一覧

番 号	件 名	議決年月日	可 否
20	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書	26. 6. 25	可 決
21	集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める意見書	26. 6. 25	可 決
	以下余白		

請 願 処 理 状 況 一 覧

受理番号	件 名	議決年月日	議決結果
10	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める請願	26. 6. 25	可 決
11	集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める請願	26. 6. 25	可 決
	以下余白		

議 会 第 74 号

平成 26 年 6 月 25 日

平和環境久慈地区センター

議長 山 田 貞 悟 様

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫

請願の議決結果について（通知）

平成 26 年 6 月 2 日に提出された次の請願は、第 18 回久慈市定例会（6 月議会）において採択となり、別紙のとおり関係大臣等あて意見書を提出しましたので、通知します。

記

請 願 件 名	議決結果
集团的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更を行わないことを求める請願	採 択

担当：久慈市議会事務局

田高

TEL 0194-52-2118